

## 第9節 へき地医療体制

### 1 現状

- 本道における無医地区や無歯科医地区については減少傾向にあるものの、なお全国一多い実態にあることから、道では、平成18年度に策定した「北海道へき地保健医療計画」に基づき、へき地医療拠点病院及びへき地診療所等への財政支援を行うとともに、各機関相互間の連携を図り、医師の確保や支援体制の整備などに取り組んできました。
- 令和4年10月末現在、上川北部圏域における無医地区はありませんが、無医地区に準じる地区は4市町に9地区あります。また、無歯科医地区は1町に2地区あり、無歯科医地区に準じる地区は3市町に5地区あります。\*1

#### <無医地区等の定義>

(無医地区)

- ◇ 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することのできない地区をいいます。

(無医地区に準じる地区)

- ◇ 無医地区に準じる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区をいう。

※「無歯科医地区」「無歯科医地区に準じる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替えるものとします。

- へき地診療所等は、一定の区域内に医療機関がない地域における医療を確保することを目的として、道、市町村、公的医療機関等により設置・運営されており、令和6年4月現在、上川北部圏域にはへき地診療所が5か所、主に歯科の診療を行う過疎地域等特定診療所\*2が1か所あります。

#### <へき地診療所の設置基準>

- ◇ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常交通機関を利用して30分以上要するものであること
- ◇ 医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること

#### 【へき地診療所・過疎地域等特定診療所】

(R6.4)

市町村名	へき地診療所名	過疎地域等特定診療所
和寒町	国保和寒町立診療所	/
剣淵町	国保剣淵町立診療所	
美深町	美深町恩根内診療所	
音威子府村	音威子府村立診療所	
中川町	中川町立診療所	中川町立歯科診療所

\* 1 厚生労働省「無医地区等調査」及び「無歯科医地区調査」(令和4年)

\* 2 過疎地域等に開設する眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療所

- へき地医療拠点病院は、上川北部圏域では平成15年4月に名寄市立総合病院が指定されています。
- 地方・地域センター病院である名寄市立総合病院では、上川北部圏域における地域医療の充実・確保に向け、へき地診療所等からの患者受け入れやへき地診療所など地域の医療機関からの要請に応じ、医師等の派遣を行っています。

<へき地医療拠点病院の主な役割>

- ◇ へき地診療所等からの患者の受け入れ
- ◇ 無医地区等への巡回診療の実施
- ◇ へき地診療所等への代診医等の派遣
- ◇ へき地の医療従事者に対する研修会等の実施
- ◇ へき地診療所等に対する遠隔診療等の各種診療支援等

<名寄市立総合病院の主な事業内容>

- ① へき地診療所等からの患者受け入れ
  - ◇ より高度な医療を必要とするなどの理由で、へき地診療所などの地域の医療機関から紹介された患者を受け入れ、必要な診療を行っています。
- ② 医師等の派遣
  - ◇ へき地診療所など地域の医療機関からの要請に応じ、医師の医療従事者の派遣を行っています。
- ③ 「ポラリスネットワーク」※による診療支援や地域連携
  - ◇ 地域の医療機関と連携して医療を提供するため、「ポラリスネットワーク」による医療情報の共有、診療支援を行うなど、地域連携の強化を図っています。
  - ◇ 心電計及び超音波画像データの伝送システム（caseline）を運用し、遠隔救急支援事業を実施しています。
- ④ 研修会、症例検討会の開催
  - ◇ 地域の医療従事者を対象として、研修会、症例検討会等を開催しています。

※ポラリスネットワーク：道北北部連携ネットワークの通称

## 2 課 題

### （へき地における保健指導）

無医地区等住民の健康の保持・増進を図るため、住民の保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。

### （へき地における診療の機能）

- へき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。
- へき地診療所、へき地医療拠点病院等の連携により、初期救急医療及び入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。
- へき地診療所等における診療の結果、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じ適切な医療機関へ紹介・搬送する体制を確保する必要があります。

**(へき地の診療を支援する医療の機能)**

- へき地診療所等への医師派遣が行えるよう、へき地の診療を支援する医療機関等における医師を確保する必要があります。
- 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。
- 通信技術を応用した画像診断など、遠隔医療の実施に必要なコンピュータ機器等の整備に対し支援を行い、医療機関のICT活用を推進する必要があります。

**(行政機関等によるへき地医療の支援)**

北海道へき地医療支援機構の強化をはじめ、へき地の医療機関に従事する医療スタッフの支援、へき地の医療提供体制の確保に向けた支援などを行う必要があります。

**3 必要な医療機能**

**(へき地における保健指導の機能)**

無医地区等において、保健指導を提供することが必要です。

**(へき地における診療の機能)**

- 無医地区等において、地域住民の医療を確保することが必要です。
- 24時間365日対応できる体制を整備することが必要です。
- 専門的な医療や高度な医療へつなげる体制を整備することが必要です。

**(へき地の診療を支援する医療の機能)**

診療支援機能の向上を図ることが必要です。

**(行政機関等によるへき地医療の支援)**

へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整を行うことが必要です。

**4 数値目標等**

指標名 (単位)	現状値	目標値	現状値の出典
へき地診療所 (か所)	5	維持	北海道保健福祉部調査 (令和5年3月末)
へき地医療拠点病院 (か所)	1	維持	

**5 数値目標等を達成するために必要な施策**

関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。

**(へき地における保健指導)**

市町村や最寄りのへき地診療所等との連携の下、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的に無医地区等の実情に即した保健指導を行います。

**(へき地における診療の機能)**

- へき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して支援します。
- 自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、北海道医師会及び特定非営利活動法人北海道病院協会と連携して実施する緊急臨時的医師派遣事業等により常勤医及び代診医の確保を図ります。
- へき地においては、幅広い診療に対応できる総合診療医は重要な役割を担うことから、医育大学、北海道医師会等の関係団体などとの連携の下、総合診療医の確保・活用に取り組みます。
- 市町村等が患者輸送車などを整備する事業に対して支援し、搬送体制の整備に取り組みます。
- 高規格救急車、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリなどによる救急搬送体制の整備を促進します。
- へき地医療拠点病院等が行う研修などを通じ、へき地診療所とへき地医療拠点病院との連携を強化します。

**(へき地の診療を支援する医療の機能)**

- 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地医療従事者を対象とした研修会の開催等、へき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動に対して支援します。
- 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うへき地医療拠点病院などに対して支援します。
- 医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等により、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。
- 休日・夜間当番医などの情報を提供する救急医療情報システムや小児救急電話相談事業の普及啓発を図ります。

**(行政機関等によるへき地医療の支援)**

- 北海道へき地医療支援機構について、北海道地域医師連携支援センターとのより緊密な連携を進め、へき地医療体制の確保に向けた総合的な企画・調整を行います。
- 北海道のホームページを活用し、道内の地域医療の現状や地域医療を確保するための対策などについて紹介します。
- 地域の医療機関に勤務する医師が、夜間のコンビニ受診などで疲弊しないために、地域住民を対象にした懇談会の開催や広報誌などによる啓発活動が行われるよう市町村等に働きかけ、地域全体で医療を支える機運の醸成を図ります。

## 6 医療機関等の具体的名称

＜へき地医療拠点病院の状況＞

【令和6年4月現在】

第二次医療圏	へき地医療拠点病院
上川北部圏域	名寄市立総合病院

## 7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

歯科医師の確保が困難な、へき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。

## 8 薬局の役割

無薬局町村における医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、近隣市町村の薬局による在宅医療などの提供に努めます。

## 9 訪問看護事業所の役割

医療資源に限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。

